

慶元文書令譯註稿

Translations of and Commentary on the Ch'ingyuan Statutes of Documentary

青木 敦

Atsushi Aoki

【解説】

本稿は『慶元條法事類』に見える文書令の譯註である。文書令は避諱、用印、用號、機密、翻錄、簿曆、架閣、申狀などに關する規定で、おおまかには同類の規定は唐令では公式令、明清律では吏律公式などに見られることが多い。1～55は、便宜のため『慶元條法事類』に文書令が登場する順に重複（9と38など）を避けず振った番號である。

1
卷三三財用門「點磨隱陷」に見える文書令45～53のうち、46以降は文書令ではなく賞令である可能性が高い。うち、後述のように52・53は明らかに賞令であるが、更に隱落を見出した者への褒賞を論じた政和の議論にも登場する50～52を含め、46～53は等しく帳・簿曆についての規定ではなく根磨、驅磨點檢、審磨によって錢物の

隱落・失陷を見出した場合の公吏等への給賞が主眼であり、やはり賞令と思われる。そもそも推賞・給賞を内容とする令は、すべてとは言わないまでもほぼ賞令であり、少なくとも文書令には他に見れない。45は帳・簿曆に不備があつた場合の書類手續について定めされており、これは文書令であろうから、46の前に「賞令」との記載が抜けているのかと推察される。

本譯は靜嘉堂本『慶元條法事類』新文豐出版公司、一九七六（以下、靜嘉堂本）を底本とし、楊一凡・田濤總編、戴建國點校『慶元條法事類』（中國珍稀法律典籍）黑龍江人民出版社、二〇〇二（以下、中國珍稀法律典籍本）を適宜參照した。中央圖書館本（以下、中國本）、中國珍稀法律典籍本の底本である燕京大學本（以下、燕京本）との異同は靜嘉堂本所收王德毅「關於『慶元條法事類』」（八～二二頁）、吉田寅『慶元條法事類』諸本對校表（稿）『立正大學東

洋史研究室、一九九二、中國珍稀法律典籍本各該當個所によった。原文雙行細字註は（ ）に入れ、異體字は適宜正字とし、數字の大字（壹、貳、什…）は小字（一、二、十…）にした。靜嘉堂本で明らかに誤りと見られる字は、後に掲げた【原文】に於いて傍線を引き「」で正しい字を入れた。

なお、以下の略稱を用いる。

『慶元條法事類』 Ⅱ 『事類』

『宋會要輯稿』 Ⅱ 『宋會要』

『續資治通鑑長編』 Ⅱ 『長編』

【譯註】

1 諸て廟諱・舊諱（舊諱内二字、連用せば犯と爲す。文連なると雖も而して意相屬せざるが若きは非）・御名を犯さば改避す。餘字（式に有る所を謂う）他音（角徴の類が如きを謂う）有り、及び經傳子史に兩音有るは、通じて用いるを許す（「金作贖刑」、其の贖字を一に石欲切に作るが如きの類を謂う）も、正字皆な之れを避く。書籍及び舊事を傳録するが如きは、爲字不成。御名は易うるに他字を以てす。

「廟諱」先代までの皇帝の諱。

「舊諱」皇帝が改名する前の諱。宋朝では避諱の對象となった。大

中祥符二年、眞宗は太宗の藩邸の舊諱の二字連用、音同異字を避けるよう詔し、寶元元年には眞宗、治平元年には仁宗の舊名の連用が禁じられ、後に著して文書令となった（『宋會要』儀制一三一一三「廟諱」大中祥符二年六月二十四日、『宋大詔令集』卷二「太宗藩邸諱不避詔」、『長編』卷八四大中祥符八年六月甲子、『愧郷録』卷二「舊諱訓名」。文書令の成立がいつかは不明）。紹興文書令には太宗・仁宗・英宗・神宗の二字の舊諱は連用を許さず、廟諱の正字は避けるよう定められている（『宋會要』儀制一三一一九「廟諱」嘉定十三年十月五日）。なお一文字でも避けられる場合もあり、含光殿は光字が太宗の舊名に含まれ、含光殿は常用の稱のため文書で偶々犯す恐れありとして、大中祥符八年六月の殿名・門名改定の際に會慶殿と改められた（『宋會要』儀制一三一一四「廟諱」大中祥符八年六月十五日、『長編』卷八四大中祥符八年六月甲子、『宋大詔令集』卷一七九「改殿名門名詔」）。

「御名」今上・在世の皇帝の諱。『事類』後出の慶元文書式では在世の光宗及び今上の寧宗の諱を記す。

「式」『事類』後出慶元文書式に聖祖の諱（元朗）である元の胡涓切に相當する懸、縣、駮以下一九文字、朗の盧黨切に相當する狼、良、棚以下二〇文字、太祖の諱匡の去王切に相當する筐、暉、恒以下一八文字など、孝宗に至るまでの歴代皇帝の諱、太

宗（孝宗の舊諱、今上の御名（光宗）の反切、及び同じ反切の字を列擧している。『禮部韻略』にも今上理宗までの同じ文書式がある。

「他音」「兩音」宋代には諱字を諱と異なった音で讀めば避諱したことになった。例として、趙匡胤の高祖父・僖祖趙朶の朶は上聲・土了切であったが朶字にはなお平聲・他洞切があり、義において害なしとして平聲に従うこととなった（『宋朝事實』卷一「祖宗世次」。『宋會要』儀制一三——一三「廟諱」大中祥符五年七月二日條の晁迥等の言では去聲に従うとするが平聲の誤であらう）。

「角徵の類が如き」前項文書式に列擧せられる諸字のうち、他音（徵に知鷹切、蒸韻と知矣切、紙韻があるなど。曹松林「小義」正月、讀音、征月、爲秦諱」『學術研究』一九八二—四）ある場合。なお、宮商角徵羽の音階で聲調を表すこともあったが（何九盈『中國古代語言學史』河南人民出版社、一九八五、八五—八六頁）、ここでは角と徵（『禮部韻略』・『事類』所載の慶元文書式には、陟盈切の仁宗諱禎と同音・他音がある文字として列擧された中に、徵もある）にそれぞれ複数音があったことを言うのであらう。

「金作贖刑」尚書』舜典。孫奭『律音義』に「贖石欲切。又音樹」とあり、贖字には二音あった。

「爲字不成」諱の末筆を缺すること（向輝「古代避諱」爲字不成

小考」『文津學志』二〇—二一—二六）。

1—3の三條は、『禮部韻略』に紹熙重修文書令として見える。なお、四庫全書本と異なり、紹定庚寅上巳重刊の同書に載せる「淳熙重修文書式」は廟諱に寧宗諱を含んでおり、また今上皇帝御名として理宗の諱・舊名を掲げるから、これは紹定間の格かと思われる。しかし令に關しては次條に述べる秀安僖王諱以外は紹定本も同じであるから、これらの慶元文書令は紹定に至るまで變わらなかったようである。

2 諸て濮安懿王・秀安僖王の諱を犯すは改避す。書籍及び舊事を傳録するが若きは、皆な爲字不成とす。其の濮安懿王の諱、眞宗皇帝の諡號内に在るは避けず、應に奏すべきは、黃紙を以て之れを覆う。

「濮安懿王」英宗の實父趙允讓。『事類』卷三「名諱」文書式に「濮安懿王諱讓」とある。治平三年正月五日に中書門下の奏により濮安懿王名下一字を避けることとなった（『宋會要』禮四〇—一八「濮安懿王園廟」同日、『愧郊錄』卷一「崇政改諡」。本文に眞宗皇帝の諡號内に在るを避けるとは讓字を云う）。

「秀安僖王」孝宗の實父趙子偁。同文書式に「秀安僖王諱偁」とある。前註治平三年の決定にならって紹熙元年、秀安僖王についてその諱を避けることとなった（『宋會要』禮四〇—一三

「秀安僖王園廟」紹熙元年三月二十七日)

濮議でその地位が問題となった前項の濮王の諱は、文書令においては廟諱に入れず獨立させることで解決が圖られ、孝宗の實父である秀安僖王も同様であった。なお、『禮部韻略』に載せる紹熙重修敕令格式の文書令は本條と類似しているものの濮安懿王を載せ秀安僖王は載せていない。一方で『宋會要』儀制一三一―一二政和五年七月八日條には『金玉新書』として本條と同文を引き秀安僖王も載せる。仁井田陞はここから『金玉新書』が孝宗期の乾道敕令格式に來源するとしたが、戴建國氏は、秀安僖王の避諱は紹熙にはまだ單行敕に過ぎず、紹熙重修敕令格式には編入されていない可能性もあるとして仁井田説を排する(戴建國『宋代法制初探』黒龍江人民出版社、二〇〇〇、一一四頁)。

3 諸て文書、黃帝の名を援引するを指斥するを得ず。經史・舊文は則ち避けず(如し車に従い干に従うを用て、帝字或いは后字と與にも相連し、并びに文義應に黃帝の名を指すべきに係るは、並びに令し迴避せしむるも、自餘の軒冕・軒輊・轅轅の類の如きは即ち合に迴避せず)。

「黃帝」大中祥符五年十月戊午、眞宗のもとに聖祖が現れ、後唐の時黃帝が降り趙氏の族を主ったことを告げたため、閏十月己巳、

眞宗は聖祖名の玄・朗を犯さぬよう、七年六月己卯には内外文字において黃帝名の軒輊を闕筆とするよう詔し、以來宋一代軒輊は闕筆とされた(『長編』卷七九大中祥符五年十月戊午、閏十月己巳、卷八二大中祥符七年六月乙卯。錢大昕『十駕齋養新錄』卷七「宋人避軒輊字」、王新華『避諱研究』二〇〇七、四二頁參照)。

4 諸州の造帳司、司理・司法參軍一員を選び之れを掌らしむ(闕は即ち本と差出し得る文臣内の選に於いてす)。

「造帳司」州軍に置かれ、帳簿の管理を行った司。楊芳『宋代州縣

倉管理制度初探』『首都師範大學學報』(社會科學版) 二〇一五

― 一は「州縣倉にはみな簿曆を置き、倉糧の出入を登録する。

定期的の上級部門に倉務を報告し……故に州軍には別に造帳司・磨勘司を設け、帳狀の編纂・審核を主る」とする。

様々な官、官署についての規定集である職制門「職掌」には職制令などが多く、本條は唯一の文書令であるが、造帳司について規定した法條として「職掌」に入れられたのであろう。

5 諸臣僚上殿奏事、三劄を過るを許さず(仍お虛冗の辭を用いるを得ず)。即だ軍國の利害・事體重きは、

此の令に拘らず。

「軍國」もと「運國」。中國珍稀法律典籍本四五頁は、「燕京本校勘記」が原本「運國」を「建國」に改めているとしてそれに従っているが、次に見る『宋會要』儀制七―三二「章奏」淳熙十五年十一月十四日條その他諸事例からするに、「運國」は「軍國」の誤であろう。

淳熙十五年十一月十三日孝宗は、上殿の官の論にくだらないものが多いから「自今只だ三劄を用いん」と曰い、翌十四日には臣僚の輪對・辭見の際に細微に涉つて多くの劄子を出し、獻説を功とするものが多いため「自今輪對及び辭見、並びに三劄を過るを許さず、軍國の利害・事大きく體重きは、此れに拘らざらんことを乞う」との上前に従つた（『宋會要』儀制七―三二「章奏」淳熙十五年十一月十四日）。また『宋會要』儀制七―三三「章奏」紹興三年三月二十六日條には「昨日莫叔光奏事し、今後臣僚上殿奏事、三劄を過ぐるを許さざるを乞う。但だ外來の曾て州郡を作すが如きの人僅に一次の上殿を得、些事を論ぜん^と要むるも、若し限るに以て三劄とせば、其の所懷を盡さざらんことを恐る。寧ぞ是れ直截に論事するを教うるに、作文少なかりせば、須くは限るに數目を以てせざるべし」との皇帝の言がある。莫叔光の奏事は『寶慶會稽續志』卷六進士、李由民『宋人生卒行年考』二〇一〇、二六六頁などから、孝宗期く光宗紹熙頃であり、『宋會要』の紹興は紹熙の誤と推察されるが、

この三劄の限を緩和すべしという上前は慶元令には反映されていない。

6 諸て奉使の印記を給せずして文書應に印すべきは、所在の官司に就きて借用す。

「奉使」雜流にて補授された武官。『宋史』卷一五八選舉志に「建炎兵興、雜流補授の者衆し。上書獻策と曰い、勤王と曰い、守禦と曰い、捕盜と曰い、奉使と曰う有り、其の名一ならず、皆な閩帥假に便宜承製の權、以て擅に除擢す」とある。また片岡一忠氏は、奉使印は「特命を帯びて派遣された官員に限定的に給付された、身分保證書」であり、神宗時期に慶元令につながる奉使印の規定が定められたと説明する（片岡一忠『中國官印制度研究』東方書店、二〇〇八、一二三―一二五頁）。奉使官には第一―三等までがあり（『事類』卷五職制門「奉使」吏卒格）、第二等以上には印、以下には銅朱記を給すると定めた職制令があるが（同「奉使」、本條の内容はことに文書への押印を規定しているため、文書令に配されたのであろう。

44に同じ。文書の印について唐令では公式令に少々見られる程度であるが（仁井田陞『唐令拾遺』東京大學出版會、一九六四、五七八頁等）、印記という観点からこれら關連法條を一つにまとめ『事類』卷一七文書門「給納印記」によれば、そこに見える條文

はこの6(44同じ)の文書令ほか、職制敕、雜敕、詐欺敕(旁照法)、職制令、軍防令、倉庫令、場務令、服制令など多くの篇目に涉っている。「類を以て相い従い、省覽に使たる」(『格式律令事類』)について、『舊唐書』卷五〇「刑法」ことを旨とした事類が必要であった所以である。

7 諸て内外命官の得替(應に文帳を供造するを主管すべきを謂う)、入限なるも未だ文帳を供せざる有らば、須らく造畢するを候ち、乃ち批書し離任するを聽す。

「得替」差遣の一資を満たし任を終えること。龔延明『宋代官制辭

典(増補版)』中華書局、二〇一七、七〇九頁「成資」の項に、

文臣京朝官・武臣堂除の差遣は、「二年を以て得替(代還)し、
成資」と稱する」(傍點青木)とあり、内河久平「宋初守選人
について——「選」の解釋をめぐる」『中嶋敏先生古稀記念
論集』(上)汲古書院、一九八〇頁に「得替即ち任期を了えた

幕職州縣官には守選を免じている」(同)とある。

「文帳」廣く帳簿をいう。ことに兩税の形勢戸内の文帳については

柳田節子『宋元鄉村制の研究』創文社、一九八六、三五二頁、

梅原郁「宋代の形勢と官戸」『東方學報』(京都)六〇、

一九八八、四〇四頁等。

8 諸て軍機邊防文字に干るは、所屬並びに下司するを得ず。

「軍機邊防文字」邊防の軍機に關する事項。

長官の離任に伴う、皇帝から長官への軍機命令の取り扱いが神宗
期以降に北邊で問題となった。熙寧ころ陝西沿邊の五路經略安撫使
に奏文を下級官廳に下すことがないよう旨あり(『長編』卷二八三
熙寧十年七月己未)、元祐五年には、北界に奉使した蘇轍が、これ
ら文章が多く北に漏れているとして取締法を提案し(『宋會要』刑
法二一三八「禁約」元祐五年七月二十五日、『長編』卷四四五元祐
五年七月戊子)、六年には皇帝から邊臣に直接下された機密書類を
異動の際に下級官廳に下すことを禁じている。背景には大軍を動か
すにあたり御前降下された軍期機速の金字牌文字などを收掌した邊
臣が異動する際、後任には引き繼がれずその根據が失われたという
ことがあった(『宋會要』兵二八—三四「備邊二」元祐六年十二月
二十四日、『長編』卷四六八元祐六年十二月戊寅)。こうした流れを
受け、最終的に靖康元年に「詔し、應そ邊防文字、所屬は並に下司
するを得ず」(『宋會要』兵二九—八「備邊」靖康元年九月二十三
日)と本條の内容の詔敕が發された。

9 諸て制敕を受け應に翻録し行うべきは、給書の寫
程、急速は當日、百紙に滿つるは一日、二百紙以上は

二日を限り、二百紙毎に一日を加う。非急速は各の一日を加う。餘の文書、各の制敕を加うるは一日を限る。加うる所多きと雖も、制敕は五日を過ぐるを得ず。餘の文書は十日を過ぐるを得ず。即軍務急速ならば紙數を以てせず、皆な當日を限りて發出す。

「翻錄」謄寫。下記唐公式令では鈔に相當する。

「寫程」書寫に要する程期。日本令にある寫程について井上光貞ほ

か『律令』（日本思想大系三）岩波書店、一九七六、三九八頁參

照。

『唐六典』などには尚書省の施行せる制敕の鈔程として二百紙以下を二日に限るなど本條と略同の規定が見られ、仁井田陞氏はこれを唐公式令復元に用いている（仁井田陞『唐令拾遺』（覆刻）東京大學出版會、一九六四、五九八〜六〇〇頁）。なお38は本條に同じであるが小字を用いる。

10 諸て制敕を翻錄するは、其の紙に黄を用う（須く粉藥無し）。奏御の文書、屑骨若しくは竹紙・牋紙を用いるを得ず。

「竹紙」會稽でよく産し、建炎・紹興以前には、書東往來によく使われたが、後には書簡が廢されて必ず楮紙を用いる劄子が使わ

れるようになったという。『嘉泰會稽志』卷一七「紙」に竹紙のこととして「建炎紹興以前、書東の往來、率ね多用す。後に書簡を忽廢して劄子を用うるも劄子必ず楮紙を以てす。故に竹紙を賣る者は稍く售せず」とある。元の呂宗傑『書經補遺』卷三「紙記」、費著『蜀牋譜』などでは楮皮の紙などが最も柔韌滑澤、竹・草・麻の紙がこれに次ぎ、染色したものを箋紙という、などとある。

「牋紙」或いは箋紙、文章を書き付ける紙。『宋會要』七二〇儀制「章奏」大中祥符八年四月二十一日條には「禮儀院言う「臣僚進る所の章表文字、闊幅大紙もて脩寫せしむるを許さず。近日、中外頗る約束を違わば、闊門・御史臺・進奏院に令して申戒し、常程の表紙・三抄の西川麻紙を用いるを除きての外、更に別に展様の大紙・牋紙・屑紙を用いるを得ざらしむるを望む」と。之れに従う」と北宋から大紙・屑紙とともにこれが用いられることが問題になっていた。

「須く粉藥無し」中國珍稀法律典籍本は本文とするが原文は雙行細字註である。『賓退錄』卷二に當時臨安では罇紙といって漿粉を以て紙をつるにしたりとあるが、こうしたことを禁じたのであろう。

傳統的に、皇帝の發する文書、進士及第者のリストなど、皇帝に關わる様々な文書に黄紙が用いられた。大庭脩氏によれば晉代には書寫材料として木と紙とが並存していたが「ほぼ東晉末までの資料

によると、材料からいえば紙の方が木よりもより重要な事に用いられ、紙の中では黄紙の方が白紙よりもより重要なことに用いられたことが明らかである。「木は紙に劣り、白は黄に劣るという従來の觀念が南朝人にあつた」という（大庭脩二〇〇三『唐告身と日本古代の位階制』伊勢・皇臯館出版部、一一頁）。黄紙の製法・性質などについて鳥尾永康『中國化學史（普及版）』（科學史ライブラリー）朝倉書店、二〇〇五、二二〇頁に詳しい。

11 諸て赦書・德音を翻録するは、其の紙に黄を用う（須く粉藥無し）。

12 諸て制敕・赦書・德音を翻録するは、其の紙に黄を用う（須く粉藥無し）。奏御の文書及び帳籍・獄案は、屑骨若しくは竹紙・牋紙を用いるを得ず。

「帳籍」五等丁産簿などの戸籍。高橋芳郎『宋代中國の社會と法制』汲古書院、二〇〇二の第二章「宋代官田の所謂佃權について——その實體と歴史的位置」に詳しい。

「獄案」裁判の書類。唐賊盜赦の「重害文書、加二等」に對する註「重害、謂徒罪以上獄案及婚姻、良賤、勳賞、黜陟、授官、除免之類」の獄案を、『譯註日本律令』七（唐律疏義譯註篇三）東京堂、一九八七、一六六頁では「判決原案」、井上前掲書、

一〇二頁は「判決の案文」とする。

13 諸事、應に奏請すべきは、皆な表狀を爲し、輒りに三省樞密院に申するを得ず。其の公事を奏陳するは、皆な直ちに事狀を述す。名件同じからず應に所屬に分送すべきにして一宗の事に非るが若きは、同一狀を爲すを得ず。即ち上表の事多く表内に盡くは論ず可からざれば、表前に畫一條析す。

14 諸て臣僚上殿或は前宰相・執政官及び外官の軍機密速を奏するは劄子を用いるを聽す。

「軍機密速」危急の軍機。扱いが嚴格に定められており、『事類』卷八職制門「漏泄傳報」職制敕には「諸て軍機密速文書、合處に於てせず投下せば、杖一百」とある。

15 諸文書の奏御するは、寫字稍、大なり（臣名は小書す）。上表仍お每行十八字を過ぐるを得ず。皆な長官、臣名を以て其の背縫に款し、然る後に用印す。餘の文書の印無くば、則ち判する所の者之れを款す。

16 諸て奏事機密に涉る、若くは急速及び災異、或は

妖術を告ぐる、若くは獄案、或は臣僚自ら陳ぶる所有（身事を敘述するに非るを謂う）、及び被旨し事状を分析するは皆な實封もてし、餘は通封もてす。即ち應に實封もてすべからずして實封せば、所屬點檢舉劾し、臣僚陳事に係るは仍お繳奏す。

「實封」慶元文書式に、封の端を折り重ねて封し、兩端に蓋印し、

印なければ署名し、封面には貼黄しない、在外にて奏する場合には「係機密」「急速」と明記する、など實封、次條にある印の手順などが具体的に記されている（『事類』卷一六文書門「文書」。早く宋初景德に、外任官の奏狀に際するに實封、用印などを求める詔が見られ（『宋會要』儀制七—二〇「章奏」景德四年九月）、元符敕令には機密、邊防軍政などを奏するに實封を用いる法令があった（『宋會要』儀制七—二六「章奏」崇寧元年九月十九日）。慶元令もその延長であるう。

17 諸て奏事、應に實封すべきにして印無きは、文書及び内外封面須く一手に寫す。

「一手に寫す」同じ人が記名する。臣僚所進の文字には印を用い、印なき場合には外封とともに一手に書寫することとなった事が、宋初皇祐六年、治平元年にすでに見える（『宋會要』儀制七—

二三「章奏」皇祐六年十月十六日、職官二—二八「通進司」治平元年十一月十三日）。

18 諸て文書、應に奏すべくして邪穢に涉るは、其の事を略具す。即ち毒藥・厭魅呪詛に涉る、或いは邪穢甚しきは、止だ尚書省或いは樞密院に申す。

本條の内容はすでに元祐六年に「刑部言う、文書の應に奏すべくして穢濫に涉る有らば、並に事宜を略説し聞奏す。其の深く穢濫、及び毒藥、厭魅、咒詛に涉るの事状は、悉く隨事に尚書省樞密院に申せん、と。並びに之れに従う」（『長編』卷四六六元祐六年元祐六年九月癸丑、『宋會要』儀制七—二五元祐六年九月二十八日）と見える。

19 諸て曾て宰相・執政官及び節度使・通奉大夫以上に任じ、上責に因らず致仕せし者、若し章奏有らば、通進司に於いて投進するを聽す。

「上責」過去の責任。

本條の淵源は慶曆五年に遡り、このとき、致仕官はそれまで奏章に際し農民と同じく、「萬人の情を達す」（『元豐官志』「鼓院」）べく設置されていた登聞鼓を繼由することとなっていたのを、高化の

乞により、一定以上の官にあり罪過なく致仕したものは表章を通進司に投下することをはじめて許した（『長編』卷一五六慶曆五年六月戊寅、『宋會要』職官二二七「通進司」慶曆五年六月二十四日）。

20 諸上書及び官文書、皆な眞字に爲。仍お輕細に書寫するを得ず。凡そ官文書、數有らば大字を借用す（一を壹に作るの類を謂う）。

21 諸て章奏及び公文を申發するは、皆な實日を書す（應に名を書すべきは親書し、其の報應は仍お承受の月日を具す）。要速機密は仍お其の公文を實封す。

「皆書實日」中圖本は「皆虛實日」に作るが靜嘉堂本に従う。封贈や敘復について同じく實日・實月を記すよう定めた職制敕が『事類』卷一二文書門、職制門、選舉門に複數見られる。

22 諸事應に奏申すべきは、皆な先ず檢を具え、本司官晝日書字し、司に付し案と爲し、然る後に奏申す（本官自ら陳事するならば自留するを聽す）。官司の行移公文は、此れに准ず。

「檢」奏狀・申狀などが作成される過程の文書形態。劉江「宋朝公

文中的“檢”與“書檢”『北京大學學報』（哲學社會科學版）四九—二、二〇—二に詳しい。

「案」司で保存するバージョン。劉江氏は「存本」とする。

「行移公文」官署間でやりとりする文書。公移文字。關連條文が『事類』卷一六「行移」に見える。『宋史食貨志譯註』（一）東洋文庫、一九六〇、七四〇頁（註二七二）に「文移」は行文移文の略、行文は官署が文書を以て相往復すること。移文は官文書の名」とあり。

他に32の文書令にもあるように、申狀は書檢を経て作成されるが、「書檢」の書は署、簽とも云う。本條の内容からすれば、書するところが「晝日書字」であろうが、その對象たる檢を、一般に案檢といふこともあるようである。

23 諸て在外の官司、樞密院に徑赴し通封・奏狀を投下するは、號を用い書貼す。

「號」千字文の一字を用いた記號。後出の30、39、42の用字號、立號も「用號」に同じ。ちなみに19の通進司への投進も實封、用號された（『宋會要』二一三〇職官「通進司」宣和元年二月十二日）。

24 諸て親王・宗室の公文、皆な姓を書かず（宗室任

外官にして自ら上書するに非ざるは、即ち庶官の例に依る。

「親王」皇子と皇帝の兄弟。『中國歴史大辭典』〈宋史〉上海辭書出版社、一九八四、五一九頁。

25 諸て官文書、皆な年月日を印し及び印封し、應に奏申すべきは縫背に印し、貼黄は貼黄に印す。

縫背・貼黄の印記についても、北宋期から定められていた。天聖に幕職州縣官の奏舉の狀に貼黄し印記を用いることが定められたが『宋會要』選舉二七―二五「舉官」天聖八年十月二十八日、『長編』卷一〇九天聖八年十月癸卯、熙寧には諸房進卷及び諸般案底文字の貼黄・張縫に印記がないことが問題となっている（『宋會要』職官六一五「樞密院承旨司」熙寧二年八月十二日）。

26 諸て奏狀の應に印を用いるべくして印無きは、錢穀・刑獄に非るの印を借る。

本條は43に同じ。

11
27 諸て制書の脱誤、事理に於て改易する無きは、案

檢を驗し改正し、覆奏を須たず。官文書の脱誤するが若きは長官に諮り改正す。其の事理要切の處は皆な印を用う。

「制書」「王言之制有七」と言われる詔敕のひとつ。前掲『中國歴史大辭典』〈宋史〉、二八八頁。

「案檢」22參照。

「官文書」常行の公文書。『唐律疏議』卷一〇職制律「制書官文書誤輒改定」に「官文書、謂常行文書」とあり。

28 諸官司の書判與決、乞う所に依るが如きは即ち「從」字を以て之れに代う。

29 諸官司公文、狀後牒前に事目を朱書し發放す（符・帖の類は牒に准ず）。其の急速なりて取稟に及ぶは仍お貼出す。

「牒」統屬關係にない官司同士の平行文書など、廣く用いられる形式。平田前掲書三一〇頁。『事類』卷一六文書門「文書」文書式「牒」にその書式がある。

「發放」發給する。

「取稟」行つて命令を受けること。『張子全書』卷一三「經略司畫

「第九」に、州に急速にして文書にし難い件があるときには權りに職事を交割し馬により經略司に取稟するとある。

30 諸て省臺・寺監、若し餘の官司會問の文書に字號を用いらば、回報の公文の前に於ても來號を朱書す。

「省臺・寺監」省臺は三省、寺監は南宋には九寺（太常寺、宗正寺、光祿寺、衛尉寺、鴻臚寺、大理寺、太僕寺、司農寺、太府寺）五監（國子監、少府監、將作監、軍器監、都水監）。龔前掲書二九五頁參照。

「會問」梅原郁『譯註中國近世刑法志』下、創文社、二〇〇三、六六頁は『元史』卷一〇二刑法一「職制上」の「諸僧・道・儒人有爭、有司勿問、止令三家所掌會問」の會問に註して「約會歸問の略」と説明し、龔前掲書の「刑部十三案」（二四七頁）、「刑部會問案」（二四八頁）の項の説明では南宋初の刑獄案件倍増により刑部は會問案等の二三案に別れ、會問案は事件の審問を掌る、とする。省臺寺監からの問い合わせをいい、それへの返信が回報であろう。

31 諸て在外の官司の公文、三省樞密院・省臺・寺監及び本路察訪官に於てするは、申狀を用う。

「察訪官」察訪使は北宋末に置かれた監察官で、南宋には事例が少なくなるとある（余蔚『中國古代地方監察體系運作機制研究』上海古籍出版社、二〇一四、一六一―一八頁）。次32條との關連で言えば、知州から轉運への申狀がしばしば問題となったが、『事類』卷四職制門「官品雜歷」所載の職制令「諸奉使官」の項に「察訪官、官序卑なりと雖も皆な轉運使の上に在り」とあるように、察訪官は轉運使より高い地位を認められていたため、轉運と同じ路レベルの職であつても、察訪官宛には特に上行文書たる申狀の利用が規定されていたのである。なおこの文書令以外にも、地方各官司が察訪に非る奉使官に對して用いるのが狀か牒かの規定が職制令にもあり（卷五職制門職制令「奉使」）「諸奉使官、第二等以上は給印し、餘は銅朱記を給す。仍お皆な幘褥斗匣を給す」、亦た卷一七「給納印記」職制令に見ゆ）、令の内容と篇目の關係が一定していない例のひとつとなっている。

「申狀」上級官司へ送られる上行文書の一形式。

32 諸太中大夫・觀察使以上にして知州及び提舉官觀祠廟なる者、察訪及び本路に於いて應に申狀を用いるべきは、書檢するも繫銜せず、獨員なれば牒を行うを聽す（安撫使・都總管・鈐轄、若しくは發運・轉運使に任じ、應に察訪に申すべきは此れに准ず）。

「提舉宮觀祠廟」提舉西京富山崇福宮、提舉江州太平興國宮などの提舉宮觀。神宗期からは政敵排除に、また南宋期には北宋からの大量の官吏の配置先として利用され、中には宰執・侍従から宮觀職となったものなど、高官もいた（梅原郁『宋代官僚制度研究』同朋舎、一九八五、七頁、劉文剛『論宋代的宮觀官制』『宋代文化研究』第七輯、一九九八、八〇～九〇頁）。

「書檢」22参照。書案檢、署案（按）檢、簽案檢などと云うも同じ。申狀作成・提出の過程で、原本たる檢に署名すること。

「繫銜」申狀の末尾の提出者名に、職を連ねて記すこと。「總管・鈐轄」諸路に置かれた、路内の禁旅・屯戍・邊防の兵を統べる武官（前掲『宋史食貨志譯註』（一）、七二～七三頁、註二二二）。

「獨員」申狀は本來個人ではなく司に宛てるものであるが、その司の官が一員の場合。

職（實職）として上位にある官司には、上行文書である申狀を用いるべきであるが、送る側の官位（寄録官階、帯びている館職）が相手の官位より高い場合には申狀を使うか否かで問題が生じる。例えば古來の太守の延長上にあり格の高い知州や神宗期以降高位の退任者が多くついた地方の提舉宮觀には、文武の高い寄録官階にある者や直學士・侍従クラスの館職を帯びた者がつくことがあった。だから彼らが路や制置司に文書を送る場合、それが職として上位にあるからというだけで申狀を用いることに抵抗を感じることがあつ

た。本條にある「書檢するも繫銜せず」とは、この官と職のねじれ状態にある中で申狀提出の問題を整理するための、北宋初期以来の原則である。

はやく大中祥符に、知昇州となった禮部尚書張詠が祠部へ申狀を送ることに不満を持ち、尚書丞郎の官にある知州が省ではなく六曹に申狀する場合には、止だ案檢に署するのみとするよう乞うて認められ、またほぼ同時に知制誥・觀察使以上が知する州府が轉運使に申狀を送る場合には、知州は案檢に署するのみ、通判以下は具銜すとの詔も出されている（『長編』卷七八大中祥符五年七月乙酉、『太平治蹟統類』卷二九「官職沿革」）。更に大中祥符九年九月己巳には、玉清昭應宮・景靈宮・會靈觀からの移牒において、使は署檢し、副使以下は署銜す、との詔が出された（『長編』卷八八同日）。本文書令32の直接的な淵源は、建炎四年の「諸路安撫使兼知州、安撫司の事監司に干し、職事相統攝せざるに係るは、合に關牒を用うべし。本州の事監司に干する有らば、其の知州、官太中大夫・觀察使以上に係るは、應に申狀を用うべきは、書檢するも名銜は繫げず。知州、官未だ太中大夫・觀察使に至らざるは、合に申狀を用うべし」（『宋會要』職官四一—一〇一「安撫使」建炎四年十一月六日）、との詔にある。以降南宋では、侍従など高い館職を持つ知州が路の監司に申狀を送る類似のケースについても議論が盛んであった。紹興六年には龍圖閣直學士の四川轉運使が四川安撫制置大使・川陝宣撫司に行移する際に同様の問題が生じ、やはり書檢するも繫銜せずとの詔

が出され（『宋會要』職官四五―一九紹興六年九月十四日）、紹興十九年には侍從官を経験した知州が制置司に申状する際にも同じく書檢するも繫銜せざる旨がある（『建炎以來朝野雜記』乙集卷一―故事「從官典藩於制司不用申状」）。本條はこうした一連の詔令の流れの上であり、かつ申状は機關宛であるから、宛先の司の官が獨員であれば汎用性の高い牒を用いることも定められている。申状を用いるかは微妙な問題で、逆に郡（府州軍）同士の法的には牒を用いるべきであるにもかかわらず、小郡の吏が大郡に對しては恐縮して牒ではなく申状を用いてしまう傾向もあったという（『朱子語類』卷一〇六）。

33 諸在外官司の奏事、別に内引を用て奏する所の事を具列し門下省に日赴す。

「内引」『朝野類要』卷一「内引」は「内引。内殿引見するに、則ち以て少しく時刻を延し、亦た或いは坐を賜り、亦た或いは穿執（笏を持つこと）を免る可きなり」と、ことに密な形で皇帝に引見することと説明する。ここで言う「内引」とは内引において呈する内引劄子の事か。

本稿では暫時原文に従い「日赴」を日下に赴く、と解したが、中國珍稀法律典籍本は日を目となし、奏する所の事目を具列し門下省に赴き、とする。

34 諸文書應に印すべきは置曆し其の事目を記す。

「曆」一般に人事・財務など様々な行政現場での特定項目についての記録簿を言う。なお『宋會要』職官三―三二「五房五院」紹興元年二月十六日條に「三省言う「政和令に、諸て文書應に印すべきは、置曆し其の事目を紀す」と。舊制に依りて施行せんことを乞う」とあり、本條は政和令にすでに見える。

35 諸官司都簿を置き五年に一易し、所轄の應に用うべきの簿曆の名數を具載し、其れ増減有らば次日に都簿司に報じ除附せしむ。倉庫此れに准ず。

「都簿」ここでは軍資庫の錢物都簿など路州縣に置かれた帳簿。『宋會要』食貨四九―二六「轉運」政和元年八月二十二日條參照。次條36でも州縣の都簿について定めており、『事類』卷一六「文書」には都簿の文書式が見える。小林隆道『宋代中國の統治と文書』汲古書院、二〇一三、四九二頁參照。「都簿司」都簿を掌る州の司であろう。左に述べるように政和令では「督簿司」となっている。

「除附」高明士『天聖令譯註』二〇一七、四一頁は除附を「帳籍上の舊登記を除去し、新登記に改載すること、財物の出納・戸口の注記等、みなこの手順を経る」と釋義する。ここでは各地の

簿曆記載の内容の増減に對應して都簿を改めること。戸籍に關しては青木敦『宋代民事法の世界』慶應義塾大學出版會、二〇一四、二〇三、二二一頁。

本條は元符令に見られる。『宋會要』食貨四九―二六「轉運」政和元年八月二十二日條（同五四―五「諸州倉庫」略同）に「元符令に準じ、諸官司都簿を置き五年に一易し、所轄の應に用うべきの簿曆を具載し、其れ増減有らば次日に都簿司に報じ除附せしむ」とある。また『宋會要』食貨五六―四一「戸部」建炎二年四月二十三日同日條には「戸部に詔し司農・太府及び轄下の倉場庫務を督責し、並びに政和令に依り、各の都簿を置き、所轄の應に用うべきの簿曆の名數を具載し、近上の職級を差し掌管せしめ、増減有るに遇わば、督簿司に報じ除附せしむ」云々とあるから政和令にも共通する内容のものであつたのであろう。

36 諸州縣、應に簿曆を置き（州は簽判に委ね縣は令丞に委ぬ）、其の置く所の名件を類し監司に申す。監司は都簿を置き之れを總べしむ。

「簽判」簽書節度判官公事。幕職官名。梅原前掲『宋代官僚制度研究』一七頁、龔前掲書五七八頁。

「令丞」知縣と縣丞。

37 諸官文書、水が爲に漂壞し、官吏收尋し曬暴す。内に要用にして損爛有るは不係省頭子錢を以て雇人し謄寫せしむ（火が爲に焚する所、應に傳寫すべきも此に准ず）。

「不係省頭子錢」『宋史食貨志譯註』（四）東洋文庫、二〇〇二、一三六頁では「頭子錢」を説明して「國家の賦稅全般にわたり、流入・支出する錢物を對象として附加あるいは割り引いて徵收された雜稅をいう。その對象は兩稅、商稅、免役錢、茶・鹽・酒の專賣品、市糶、和買、常平錢物、係省錢物など多岐にわたった」といい、「係省錢」を「本來は中央である三司あるいは戸部によりその收支が管理される中央會計の財賦であるが、地方たる州軍に留め置かれるものを包括して係省錢（物）という。一方、地方の官司により獨自に收支が管理される財賦は不係省錢（物）という」と説明する。『事類』所載倉庫式「起發上京供年額錢物狀」（『事類』卷三〇財用門「上供」、場務式「提點刑獄司申起發收支經制錢物帳」（『事類』卷三〇財用門「經制」）、同「提點刑獄司申起發收支總制幾物帳」（同）には各種頭子錢を含む地方から中央へ送る財政關係の書式が見える。

38 諸て制敕を受け應に翻録し行ふべきは、給書の寫程、急速は當日、百紙に滿つるは一日、二百紙以上は

二日を限り、二百紙毎に一日を加う。非急速は各の一日を加う。餘の文書、各の制敕を加うるは一日を限る。加うる所多きと雖も、制敕は五日を過ぐるを得ず、餘の文書は十日を過ぐるを得ず。即し軍務急速ならば紙數を以てせず、皆な當日を限りて發出す。

本條は9に同じだが原文は數字に大字を用いる。

39 諸制書及び重害文書（州の實行の丁産等第稅租簿の副本、縣の造簿案檢、同じ）、祥瑞・解官・婚田・市估・獄案の類が若きは、長留は仍お置籍・立號し、別庫に架閣し、時を以て曬暴す。即し檢簡に因り移到せば、別に一籍を爲す（號は止だ舊に因る）。

「實行」各種の簿で、事前に出て来てもまだ記入されていない空行に對し、徵稅・人事考査などの實施後、實際に書入れられたもの。實行簿について前掲『宋史食貨志譯註』（一）三九五頁（註一五〇）は「空行簿は毎年造つて空行として置き、租稅を催促してそれを記入する帳簿であり、實行簿は三年の間に實際に徴收した租稅を記入した帳簿であらう」とし、戴氏は、空行簿とは政策措置に先立つて置かれる簿書であり、それに對し實行簿は實際に實施された記録であろうとする（『宋代籍帳制度探析

―以戸口統計爲中心』『歴史研究』二〇〇七―三）。『事類』卷一六文書門「文書」所載の文書式「都簿」には、各司・各案（部門）の簿について「某簿（空行を量留〔量事留納のこと〕し、以て續附の數を注入するに備う。餘の簿曆は此れに准ず）」と、簿の空行は今後の記入に備えることがある。

「丁産等第稅租簿」丁産等第簿とは、五等丁産簿と同じく 郷村の主戸の戸籍（柳田節子『宋元郷村制の研究』創文社、一九八六、一九二頁）。

「檢簡」檢査して簡えらぶ。日本養老律令公式令八三に常留の重要な案以外の文案につき「年別檢簡、三年一除之」とあるに對し、井上前掲書、一九七六、四〇五頁は「檢かが簡えらんで」と訓じる。

40 諸架閣公案、應に長留すべきに非るは、留むること十年、三年毎に一たび檢簡し、監司に申し、差官し覆し訖らば之れを除く（官用に充て、餘有らば出賣す）。其れ本有り、應に長留すべきは、別庫に移す。籍内仍お隨事に除く所移す所の年月を朱書し、覆官と共に簽書す。

「三年毎に一たび檢簡し」上述日本公式令參照。なお實際に常州でも「諸案牘は三年に一たび檢簡し、監司に申し、官に委ねて覆閱し、之れを除く。其の應に留むべきものは別庫に移す（今廢

さる」と、かつては本文書令通り檢簡の手續が行われていた記録がある（『咸淳毗陵志』卷六「倉庫」）。

41 諸て官司無行文書を承受し、元と事祖無きは別簿に名件を具録し、當職官月に一たび簽書し、應に架閣すべきは別に之れを架貯す。

「無行文書」現行文書に對し、行われていない文書。

42 諸て架閣庫、州は職官一員、縣は令・丞・簿之れを掌る。應て文書印縫すべきは張數を計し年月・事目並びに簿曆の類を封題し、各の年月次序を以て注籍・立號・編排し（造帳の文書は別庫に架閣す）、仍お置籍す。借に遇えば監官し立限せしめ、交受を批注し納日に勾銷す。按察及び季點の官點檢す。

「令・丞・簿」縣令（知縣）、縣丞（知縣丞）、主簿。

「勾銷」取り消す、抹消。ここでは交付した際の批注（籍への書込）を濟とする。

「季點」四季點檢、逐季點檢。熙寧に富弼は縣での支散を恐れ錢斛官徐公衮らを縣に往かせ季點せしめた（『長編』卷二二熙寧四年四月丁卯）。

43 諸て奏狀の應に印を用いるべくして印無きは、錢穀・刑獄に非るの印を借る。

本條は26に同じ。

44 諸て奉使の印記を給せずして文書應に印すべきは、所在の官司に就きて借用す。

本條は6に同じ。なお本條44では「給」を「及」に誤る。

45 諸帳及び簿曆、錢物に差失・誤漏の類有らば、先ず千照文書を取り改正し、欺弊有らば、追人を聽す。

46 諸て合に納官すべきの錢物を根磨し出すは、催納し官に到るを候ち、所屬を経て審覆保明し、方に推賞を許す。

「根磨し出す」調べあげて見つける。肖建新「宋代審計三論」『史學月刊』二〇〇〇—一参照。

47 諸公人驅磨・點檢し隱落並びに失陷の錢物を出せば、給賞の外、格に依り應に轉資すべし。而して餘數

又た一倍以上に及ばば所屬保明し尚書省に申す。

「驅磨・點檢」驅磨は官錢や官物に關する文書を調べあげるの意（肖前掲論文、安部健夫『元代史の研究』創文社、一九七二、三三三、三五七頁）。元豐四年、驅磨・點檢などがあるときは置簿、催轄、勾銷することとなった（『宋會要』職官三八「中書省」元豐四年六月二十八日、職官三十四六「檢正」では二十七日）。この『事類』の「點磨隱陷」は隱落・失陷の錢物を驅磨・點檢し出す、の意。

「隱落」隱蔽、取り落としによる穴。

「給賞」「事類」「點磨隱陷」には「隱落・失陷錢物を告ぐるも、未だ明らかならず、官司因りて差人し驅磨せしめれば、出納一分に一釐半を給す（告及・驅磨人各の一半を給す）」とする賞格がある。

「轉資」一資、二資と資序を進めて昇進させること。

47～53に對應する格が「點磨隱陷」所載賞格及び『宋會要』食貨五一―四〇「度支庫」政和三年十月十七日條（以下、『宋會要』政和三年條）所載の政和賞格及び尚書吏（もと戸に誤る）部司勳格に見える。本條に對應する格は、「點磨隱陷」賞格の「諸色人、隱落・失陷の錢物を告ぐるも未だ明らかならず、因りて別に差人し驅磨せしめ、出納一分なれば一釐半を給す」云々とあるものである。文書令では格により轉資するとのみとあるが、賞格では「轉一資」と具

體的に一資が轉ぜられることが述べられている。

48 諸て告及・驅磨・點檢し隱落錢物を出すは、未だ得ざれば給賞を減半し、仍お止だ犯人に于て追理す。

「告及」告げ及ぶ。告發による。

『宋會要』政和三年條に政和格令として「諸て告及・驅磨・點檢し隱落並びに失陷錢物を出すは、應に賞すべきは納むる所の物を以て准價し、仍お數に依り借支す」とある。

49 諸て隱落及び失陷錢物を驅磨・點檢するも、未だ明らかならず、因りて別に差人し驅磨せしめ、或いは後人承行し結絶し、始めて隱落・失陷を見るは、得る所を以て賞し均給す。

「承行」上の命をうけ、おこなう。李鵬年等編『清代六部成語詞典』天津人民出版社、一九九〇、四九頁「承行書辨」の項は、清代総督巡撫衙門の書吏を指し、上司官員の命を受けるためこの稱がある、と説明する。

これに對應する賞格が、「點磨隱陷」の後出部分には「諸色人、隱落・失陷の錢物を告ぐるも未だ明らかならず、因りて別に差人し

驅磨せしめ、出納一分なれば一釐半を給す」云々と見える。

50 諸て告及・驅磨・點檢し隱落及び失陷の錢物を出し、應に推賞すべき者は、州縣提點刑獄司に委ね、十日を限り覆定し訖らば之れを賞す（發運・監司・提點鑄錢・解鹽司の類、人吏は隣路に委ぬ。提點刑獄司此れに准ず）。仍お尚書戸部に申し檢察せしむ。

51 諸て告及・驅磨・點檢し隱落并びに失陷の錢物を出し、應に賞すべき者は、納むる所の物を以て准價し、仍お數に依り借支す。即ち犯人應に追すべからず、或いは追して足らざれば、干繫人は均備す。

「均備」等しく賠償させる。均攤償還。

『宋會要』政和三年條には、政和格令として同内容の條文が見え、續いて「及び驅磨・點檢し隱落并びに失陷の錢物を出すは一分に及び毎に三釐を給す」とある。本條と共通する前半が政和令、後半「及び」が政和格に相當すると思われる。これが格・令の篇目は記されていないが、文脈、條文内容から格は賞格、令も賞令であろう。

19
52 諸て吏人驅磨・點檢し收到せる無額上供錢物の供

申の數目の不實を出し、而して侵隱・移易し、別に窠名を作し收係し支使するが若きは、州は八千貫に及び、提點刑獄司は一萬五千貫以上ならば（累滿するは同じ）、並びに奏裁す。

「無額上供錢物」元豐年間より、それまで定額のなかった様々な上

供（朝廷へ繳納する錢物）を合わせて無額上供錢とした。烏居一康『宋代財政構造の研究』汲古書院、二〇一三、「第三章

上供錢貨の諸系統——南宋時代」に詳しい。なお『宋會要』食

貨五一—三六六觀三年三月二日條に戸部侍郎吳擇仁等の奏とし

て「勘會す、戸部財計、諸路無額上供錢歲を總するに百餘萬、

名色は至多、全て檢察に頼る。近ごろ諸路將應に就支すべきの

錢物、各の指して無額上供を用です。其の歳收不同、事目繁碎

なるを以て、若し吏彊く官怠れば、得るに侵隱を以てす」云々

とその官吏の侵隱が問題となっていた。

「奏裁」朝廷へ奏して決裁を仰ぐ。これを直接法定する條文は賞令には多く見られるが、文書令には例がない。

本條は、同文が『事類』卷三〇「上供」に賞令として登場するよ
うに、文書令ではなく明らかに賞令である。また次條53もやはり他
所に賞令として同文がある。元來、驅磨點檢し不正摘發した吏人の
褒賞に關する本條は、前條と同じく政和三年に戸部尚書劉炳らが擬
修したもので、その際に賞として摘發額が諸州三千貫・提刑司六千

貫であれば轉一資とする規定を政和賞格（「點磨隱陷」後出慶元賞格に同じ）とし、本條と同様、州八千貫、提刑一萬五千貫以上であれば奏裁するという規定を賞令とし、三百貫で陸一名、一千貫で陸

二名、二千貫で陸三名、四千貫で陸四名、七千貫で陸五名、一萬二千貫で轉一資、三萬貫已上で取裁するという規定を尚書史部司勳

格とした（『宋會要』政和三年條）。即ち政和の議論で無額上供錢の不正を摘發した吏人に對する褒賞規定では不正額によつて賞の内容

が異なり、それに従つて賞令か賞格か尚書史部司勳格かが定まつており、政和賞格とされたものは慶元賞格に、政和賞令とされたものは慶元賞令にそのまま受け繼がれている。推賞・給賞を内容とする

令は『事類』全體としては、卷八雜門「闕遺」所見の雜令、卷五二公吏門「差補」所載の吏卒令など若干の檢討すべき事例はあるもの

の、ほぼ全て賞令である。さらにこの財用門の「點磨隱陷」所載の敕令としては、文書令以外には職制敕・厩庫敕・戸婚敕・賊盜敕・

職制令・倉庫令・場務令・賦役令があり、賞令はない。この中で、内容的に政和の議論にやや近いものとして例えば隱落失陷に關係し

た者への罰則、官物を驅磨勘會したが本州に申しなかつた場合の罰、

税簿を審磨・磨勘したが隱蔽した者への罰、點磨し取索した倉庫の

簿曆等文書の送還に關する規定などがあるものの、推賞についての規定はこの46～53以外はない。

53 諸州の吏人、審磨し夏秋税租簿内に差錯・走失・

隱落・失陷の税租有るを出せば、納畢の鈔簿を磨勘するに依り推賞す。

「審磨」つまびらかに調べあげる。

「磨勘」多く考課において使われるが、この場合は税帳等を審査・監査する意味である。審磨、磨勘、根磨などについて肖前掲論文。

本條も『事類』卷四八「簿帳欺弊」に賞令として登場する。しかも同所で賞令はこの一條のみであり誤つて繋げているとは考えにくく、本53も賞令であろう。

54 諸州・縣場務收支曆、如し官司の取索・推究に遇わば、先ず所屬に申し別に簿を置き見在數目を贍入し印押し訖りなば行使し、方に發送するを得。

「置簿」『事類』卷三〇「上供」倉庫式「諸路轉運等司稽考上供錢物簿」に差した人の姓名、發送の場所・日付、置簿終了の日付などについての書式を載せる。

55 諸て轉運司審訖せし計帳、十二月十日以前を限り、尚書本部に内（申）し（提舉常平司賣不堪官馬等錢物計帳を審訖し在京所屬に申するは此れに准ず）、每三

計帳を審訖し在京所屬に申するは此れに准ず）、每三

計帳を審訖し在京所屬に申するは此れに准ず）、每三

計帳を審訖し在京所屬に申するは此れに准ず）、每三

計帳を審訖し在京所屬に申するは此れに准ず）、每三

年、全帳を審にするを經るを以て、一道に繳申す（計帳に非ざるは五年）。

「賣不堪官馬等錢物計帳」對應して『事類』のこの「官馬帳狀」には殿牧式「賣不堪官馬等錢物計帳」がある。

「一道に」一路をこぞって（一はもとは大字に作る）。

*本稿は科學研究費助成「電子データを活用した「宋代敕令拾遺」の編纂」の成果である。また中村理沙・王美茜・童文中諸氏の教示を得た。

【原文】

各條は『事類』の卷と門、項目に繋げ、各項目の後の（ ）内には靜、珍としてそれぞれ靜嘉堂本、中國珍稀法律典籍本の頁數を示した。句點は読み易さを第一とし、細部に至っては必ずしも譯文と一致しない。

卷三「名諱」（靜一〇、珍八）

1 諸犯廟諱・舊諱（舊諱内二字者、連用爲犯。若文雖連、而意不相關者、非）・御名改避。餘字（謂式所有者）有他音（謂如角徵之類）、及經傳子史有兩音者、許通用（謂如金作贖刑、其贖

字一作石欲切之類）、正字皆避之。若書籍及傳錄舊事者、爲字不成。御名、易以他字。

2 諸犯濮安懿王・秀安僖王諱者、改避。若書籍及傳錄舊事者、皆爲字不成。其濮安懿王諱、在真宗皇帝諡號内者、不避。應奏者、以黃紙覆之。

3 諸文書不得指斥援引黃帝名。經史舊文則不避（如用從車從干、與帝字或后字相連并文義應係指黃帝名者、並令迴避。自餘如軒冕・軒輊・轅轅之類、即不合迴避）。

4 諸州造帳司、選司理・司法參軍一員、掌之（闕即於本得差出文臣内選）。

卷四職制「上書奏事」（靜三一、珍三九）

5 諸臣僚上殿奏事、不許過三劄（仍不得用虛冗之辭）。即運〔軍〕國利害・事體重者、不拘此令。

卷五職制門「奉使」（靜三六、珍四九）

6 諸奉使不給印記而文書應印者、就所在官司借用。

卷六職制門「批書」（靜五八、珍八二）

7 諸内外命官得替（謂應主管供造文帳者）、有人限未供文帳、須候造畢、乃聽批書離任。

卷八職制門五「漏泄傳報」（靜一〇〇、珍一四七）

8 諸干軍機邊防文字、所屬並不得下司。
卷一六文書門「詔敕條制」（靜二二四、五、珍三三四）

- 9 諸受制敕應飜錄行者、給書寫程、急速限當日、滿百紙一日、二百紙以上二日、每二百紙加一日、非急速各加一日、餘文書各加制敕限一日。所加雖多、制敕不得過五日、餘文書不得過十日。即軍務急速、不以紙數、皆限當日發出。
- 10 諸飜錄制敕、其紙用黃（須無粉藥者）。奏御文書、不得用屑骨若竹紙・牋紙。
- 11 卷一六文書門一「赦降」（靜二二九、珍三四〇）
諸飜錄制敕・德音、其紙用黃（須無粉藥者）。
卷一六文書門「文書」（靜二三一～二三二、珍三四四～三四六）
- 12 諸飜錄制敕・赦書・德音、其紙用黃（須無粉藥者）。奏御文書及帳籍・獄案、不得用屑骨若竹紙・牋紙。
- 13 諸事應奏請者、皆爲表狀、不得輒申三省樞密院。其奏陳公事、皆直述事狀。若名件不同應分送所屬而非一宗事者、不得同爲一狀。即上表事多表內不可盡論者、表前畫一條析。
- 14 諸臣僚上殿或前宰相・執政官及外官奏軍機密速、聽用劄子。
- 15 諸文書奏御者、寫字稍大（臣名小書）、上表仍每行不得過十八字。皆長官以臣名款其背縫、然後用印。餘文書無印、則所判者款之。
- 16 諸奏事涉機密、若急速及災異、或告妖術、若獄案、或臣僚自有所陳（謂非敘述身事者）、及被旨分析事狀、皆實封、餘通封。即不應實封而實封者、所屬點檢舉劾、係臣僚陳事仍繳奏。
- 17 諸奏事應實封而無印者、文書及內外封面須一手寫。
- 18 諸文書、應奏而涉邪穢者、略具其事。即涉毒藥・厭魅呪詛或邪穢甚者、止申尚書省或樞密院。
- 19 諸曾任宰相・執政官及節度使・通奉大夫以上、不因上責致仕者、若有章奏、聽於通進司投進。
- 20 諸上書及官文書、皆爲真字、仍不得輕細書寫。凡官文書有數者、借用大字（謂一作壹之類）。
- 21 諸申發章奏及公文、皆書實日（應書名者親書、其報應仍具承受月日）要速機密、仍實封其公文。
- 22 諸事應奏申、皆先具檢、本司官畫日書字、付司爲案、然後奏申（本官自陳事者、聽自留）。官司行移公文、准此。
- 23 諸在外官司、徑赴樞密院投下通封奏狀者、用號書貼。
- 24 諸親王・宗室公文、皆不書姓（宗室任外官而非自上書、即依庶官例）。
- 25 諸官文書、皆印年月日及印封、應奏申者印縫背、貼黃者印貼黃。
- 26 諸奏狀應用印而無印者、借非錢穀刑獄印。
- 27 諸制書脫誤、於事理無改易者、驗案檢改正、不須覆奏。若官文書脫誤者、謫長官改正。其事理要切處、皆用印。
- 28 諸官司書判與決、如依所乞、即以從字代之。
- 29 諸官司公文、狀後牒前朱書事目發放（符・帖之類准牒）。其急速及取稟者、仍貼出。
- 30 諸省臺・寺監、若餘官司會問文書用字號者、於回報公文前朱書來號。

- 31 諸在外官司公文、於三省樞密院·省臺·寺監及本路察訪官用申狀。
- 32 諸太中大夫·觀察使以上知州及提舉宮觀祠廟者、於察訪及本路應用申狀者、書檢不繫銜、獨員者聽行牒（任安撫使·都總管·鈐轄·若發運·轉運使、應申察訪者、准此）。
- 33 諸在外官司奏事、別用內引具列所奏事、日赴門下省。
- 34 諸文書應印者、置曆記其事目。
- 35 諸官司置都簿五年一易、具載所轄應用簿曆名數、其有增減次、日報都簿司除附。倉庫准此。
- 36 諸州縣、應置簿曆（州委簽判、縣委令丞）、類其所置名件申監司。監司置都簿總之。
- 37 諸官文書、爲水漂壞者、官吏收尋曬暴。內要用而有損爛者、以不係省頭子錢雇人謄寫（爲火所焚應傳寫者、准此）。
- 卷一六文書門一「程限」（靜二三七、珍三五二—二）
- 38 諸受制敕應錄行者、給書寫程急速限當日、滿百紙一日、二百紙以上二日、每二百紙加一日。非急速各加一日。餘文書、各加制敕限一日。所加雖多、制敕不得過五日、餘文書不得過十日。即軍務急速、不以紙數皆限當日發出。
- 卷一七文書門二「架閣」（靜二三九—四〇、珍三三七）
- 39 諸制書及重害文書（州實行丁產等第稅租簿副本、縣造簿案檢、同）、若祥瑞·解官·婚田·市估·獄案之類、長留仍置籍·立號、別庫架閣、以時曬暴。即因檢簡移到者、別爲一籍（號止因舊）。
- 40 諸架閣公案、非應長留者、留十年、每三年一檢簡、申監司差官覆訖除之（充官用、有餘者出賣）。其有本應長留者、移於別庫。籍內仍隨事朱書所除所移年月、同覆官簽書。
- 41 諸官司承受無行文書、元無事祖者、別簿具錄名件、當職官月一簽書、應架閣者、別架貯之。
- 42 諸架閣庫、州職官一員、縣令·丞·簿掌之。應文書印縫、計張數、封題年月·事目并簿曆之類、冬〔各〕以年月次序注籍·立號·編排（造帳文書、別庫架閣）、仍置籍。遇借監官立限、批注交受納、日勾銷。按察及季點官點檢。
- 卷一七文書門「給納印記」（靜二四三頁、珍三六三頁）
- 43 諸奏狀應用印而無印者、借非錢穀·刑獄印。
- 44 諸奉使不及〔給〕印記而文書應印者、就所在官司借用。
- 卷三二財用門三「點磨隱陷」（靜三四一—二、珍五〇四—六）
- 45 諸帳及簿曆·錢物、有差失誤漏之類、先取干照文書改正、有欺弊者、聽追人。
- 46 諸根磨出合納官錢物、候催納到官、經所屬審覆保明、方許推賞。
- 47 諸公人、驅磨點檢出隱落失陷并〔并失陷〕錢物、給賞外、依格應轉資、而餘數又及一倍以上者、所屬保明、申尚書省。
- 48 諸告及·驅磨·點檢出隱落錢物、未得者減半給賞。仍止于犯人追理。
- 49 諸驅磨·點檢隱落及失陷錢物未明、因而別差人驅磨、或後人承

- 行結絶、始見隠落失陷者、以所得賞均給。
- 50 諸告及・驅磨・點檢出隠落及失陷錢物、應推賞者、州縣委提點刑獄司、限十日覆定訖、賞之（發運・監司・提點鑄錢・解鹽司之類人吏委隣路。提點刑獄司、准此）。仍申尚書戶部檢察。
- 51 諸告及・驅磨・點檢出隠落并失陷錢物、應賞者、以所納物准價、仍依數借支。即犯人應勿追、或追而不足者、干繫人均備。
- 52 諸吏人驅磨・點檢出收到無額上供錢物供申數目不實、而侵隱移易、別作窠名收係、若支使者、州及八千貫、提點刑獄司一萬五千貫以上（累滿者同）、並奏裁。
- 53 諸州吏人、審磨出夏秋稅租簿內有差錯走失隠落失陷稅租者、依磨勘納畢鈔簿推賞。
- 卷三六庫務門一「場務」（靜三六七、珍五四二）
- 54 諸州縣場務收支曆、如遇官司取索推究者、先申所屬、別置簿、謄入見在數目、印押訖行使、方得發送。
- 卷七九畜産門「官馬帳狀」（靜五九〇、珍八八四）
- 55 諸轉運司審訖計帳、限十二月十日以前內〔申〕尚書本部（提舉常平司審訖賣不堪官馬等錢物計帳、申在京所屬、准此）每三年以經審全帳一道繳申（非計帳者五年）。